

令和5年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年5月26日（金） 午前8時55分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外菌健藏

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員（6番 木場 由美子 委員 ・ 7番 野元 京子 委員）

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（1件）について

日程第2 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法（16件）について

日程第3 報告議案第12号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第4 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（3件）について

日程第5 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第6 議案第30号 農地の形質変更届出（1件）について

日程第7 議案第31号 農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）について（16件）

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第5回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、令和5年第5回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で進めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは今回の議事録署名委員に、6番 木場 由美子 委員、7番 野元 京子 委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

早速議事に入ります。まず、日程第1報告議案第10号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は、1 件 1 筆 7,495 m²で基盤強化法の合意解約です。今後、新しく農業に参入される方へ売買を予定しているための解約です。よろしくお願いいたします。

議長

今回は 1 件で、ただ今説明がありましたとおりです。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第 1 報告議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件につきましては、通知のあったとおり受理することによって決定をいたしました。

次に進みます。日程第 2 報告議案第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんが、ご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2 ページ、3 ページをお願いします。日程第 2 報告議案第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は 16 件 42 筆 23,848 m²です。1 番は、後程 7 ページの日程第 4 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請にて贈与を行うための合意解約です。2 番から 16 番は、後程 17 ページからの日程第 7 議案第 31 号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。16 番の田のうち、18 ページに掲載していない分は、来月の総会以降にご審議いただく予定です。貸人から中間管理機構への貸出しについ

ての変更はありません。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今説明がありました。今回は 16 件ということで、ほとんどが耕作者変更のための合意解約ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第 2 報告議案第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分 16 件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 2 報告議案第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分 16 件につきましては、通知のとおり受理することで決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第 3 報告議案第 12 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第 3 報告議案第 12 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し 3 件についてであります。4 ページをお開きください。平成 28 年 3 月 28 日開催の農業委員会総会で、日出町〇〇は非農地として判断されましたが、次の議案の 3 条申請 No. 3 により非農地の取り消しとなるものです。現地は 3 条申請の調査員の古賀委員と、外菌委員に確認をしていただきましたのでよろしくお願いします。

続きまして大里〇〇、〇〇についても、平成 28 年 3 月 28 日開催の農業委員会総会で非農地として判断されたところですが、議案第 29 号の 5 条申請の No. 1 での申請により、こちらも非農地の取り消しとなるものです。現地は 5 条申請の調査員樋ノ口委員と池田委員に確認をしていただきましたのでよろしくお願いします。

議長

後でいずれも 3 条申請、5 条申請で上がってくるとということで、写真が準備されております。(スクリーンを指して)これが日出町〇〇です。これが大里〇〇と、〇〇です。市来の〇〇の手前の田んぼです。この様に、当時は木が生えていたんでしょうけど、このようにき

れいになっているところです。現地を見られた委員の方は、何か補足はありませんでしょうか。

古賀委員 日出町〇〇の調査を、外菌委員としましたけど、草払いがしてあって、すぐに耕作できる状態でした。

議長 写真を見てもわかるように、平成 28 年当時とは違って、きれいに管理されて、農地とみなしても全然問題は無いような状況になっているようにございます。他にご質疑ございませんか。特に無いようですので、お諮りしたいと思います。日程第 3 報告議案第 12 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、4 ページ記載の 3 筆については、非農地判断を取り消して、今後は再び農地として取り扱うことでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第 3 報告議案第 12 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、4 ページ記載の 3 筆については、非農地判断を取り消して今後は再び農地として取り扱うことで決定をいたしました。

次に進みます。日程第 4 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回は関連する委員は〇〇委員になりますが、すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

今回の申請は 3 件になります。〇〇委員が関係する No. 1 を先に審議して、その後〇〇委員が復帰して、残りの 2 件を審議したいと思いますが、そういう方法で進めてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

議長 それでは、そのように進めさせていただきます。それでは No. 1 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第 4 議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。今月の申請は 3 件です。5 ページをご覧ください。No. 1 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与

により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は自宅の近くで、譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。調査は【正】を川畑委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、現地調査を行いましたので報告をいたします。場所等につきましては、資料の5ページ、6ページを参照してください。5月20日（土）午前8時30分より行政書士、西村委員と私で調査をしました。農地区分は農用地区域外農地です。譲渡人は県外に在住で、譲受人に贈与されるということです。譲受人はかぼちゃ、ばれいしょ、玉ねぎ等を栽培される計画で、農機具はトラクター、刈払い機他一式保有されております。労働力は2名で、自宅からの通作距離は100m足らずです。譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作されるものと認められます。私どもの調査では何ら問題はないと思われそうですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。これより質疑に入りたいと思います。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第4議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1につきましては、申請のとおり許可することで決定しました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

続きまして、No.2及びNo.3を議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 7ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人

が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。申請地は自宅の近くで、譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。下限面積の撤廃により、今回農用地区域内農地を取得できるようになりました。調査は【正】を西村委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、現地調査を行いましたので報告をいたします。5月20日（土）午前8時より行政書士立会いのもと、川畑委員と私で調査を実施しました。資料の7ページから8ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。申請の目的は、受贈により取得しようとするものです。労働力は3人で、農機具保有状況はトラクター、田植機、コンバイン、動力噴霧器等一式揃っています。取得後の営農計画は水稻を栽培します。自宅からの通作距離は約0.3kmです。譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作するものと認められます。以上特に問題は無いと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は自宅の隣で、譲受人は所有する農地はありませんが、自宅の庭や親戚の農地を耕作しておられます。調査は【正】を古賀委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.3について、5月20日（土）午前11時より、代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査を実施いたしましたので報告いたします。資料の9ページ、10ページをご覧ください。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地を取得後の営農計画は、自家消費できる野菜を栽培します。労働力は常時夫婦2人です。なお、申請者は会社勤務であり、祝祭日、休み等を利用して農作業に従事します。農機具保有状況

は、耕耘機、草払い機等保有され、自宅からの通作距離は 0.15 km です。何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今No. 2、No. 3につきまして、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず7ページ、8ページのNo. 2について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次の9ページ、10ページのNo. 3について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第4議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 2及びNo. 3については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 2及びNo. 3につきましては、いずれも申請のとおり許可することと決定しました。

続きまして、日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですので、2件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告終了後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。11ページをお開きください。No. 1について説明いたします。一体利用する〇〇原野と、〇〇の山林に、訪問介護ステーションを建築予定しており、4ページで非農地取り消した申請地を買い受けて、駐車場及び通路として利用したいための申請であります。一体利用を含め 637 m²であります。第3種農地で準住居地域にある農地であります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、5月22日午前9時から、行政書士と池田委員と調査を実施しました。資料は11ページ、12ページを参照してください。譲受人は一体利用する〇〇の原野と〇〇の山林に、訪問介護ステーションを建築する予定です。申請地を買い受けて駐車場及び通路として利用したいそうです。駐車車両はお客様と職員合わせて11台程度を考えています。農地区分は第3種農地で、準住居地域です。用地は4筆で637㎡を一体造成したいということです。資金は自己資金です。周辺に対しては、緩衝地を設けます。被害防除計画書他が提出されています。雨水等は西側へ自然放流です。また、用水は公共上水道、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を利用します。周辺は東が原野、西は道路と畑、南は宅地、北は畑と雑種地です。私達が調査をしたところ、問題はないと見てきました。皆様の審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。13ページをお開きください。譲受人は現在、借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2についての調査報告をいたします。位置図は資料の13ページ、14ページを参照してください。5月22日（月）午前9時から、現地で譲受人の代理人行政書士立会いのもと、野元委員と私が調査をしました。転用の事由につきましては、説明のありましたとおり、譲受人は借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築するとのことです。農地区分は第3種農地、第1種住居地域にあります。写真のとおり、麓地区の区画整理地内にあつて、周辺には農地は存在しておりません。目的の确实性につきましては、融資証明書が添付され、許可後6月から10月の予定で建築したいとの話です。申請地付近の状況につきましては、西側と南側は道路、北側は畑、東側は田という地目ではありますが、写真のとおり埋め立てて、雑種地の

ような状態になっています。用排水の用水につきましては公共上水道、雨水排水は南側の道路の側溝へ放流、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で対応するとのこと。被害防除関係につきましては、現状のままで利用するというので、その他関係書類につきましては、5条申請書の備考欄に記載してある書類が提出されております。この土地につきましては、何ら支障はないと判断しておりますけれども、13 ページの①、②の部分、(スクリーンを指して)申請地の奥側の方に自動車置いてある部分ですが、現状は法に抵触するような形で利用されていることになりますから、譲渡人の〇〇さんの所有ということですので、代理人には違反状態にならないように指導をしたところであります。そこを含めて、許可にあたっては何らかの付帯条件が必要ではないかと考えていたところです。ご審議方をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。今2件につきまして、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、11 ページ、12 ページのNo.1 について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の13 ページ、14 ページのNo.2 について何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問してよろしいでしょうか。養手委員の方から、申請地とは別に①、②の農地について、車が止めてあって、違反転用状態であるということで、これらの対応を譲渡人の方へ合わせていただくという報告でしたが、どういう方法で許可申請になるのか、或いは違反状態を解消するため車を撤去するのか、どちらの方法になるのでしょうか。そこは分かっておられますか。

松原主査

行政書士と話をしましたところ、4条申請で貸し駐車場でもいいでしょうかという話をされましたので、その予定です。

議長

了解しました。他にご質疑ございませんか。

久木山委員

始末書を取っておいてください。

松原主査

はい。

議長

他にございませんか。

蓑手委員 はい。

議長 どうぞ。

蓑手委員 今回のNo.2の許可にあたっての付帯事項というのは、隣地についての指導は、個別に対応ということでもいいんですか。後で活動報告の中でも提案をしたいと思っているところなんですが、現実として雑種地の状態にしてあるから、農地が宅地に変わっているという感覚でそう受け取られているんじゃないのかなという部分が、仮換地の再配分をするにあたって、行政側がどういう指導をしているのかなと、認識不足があるのかなと思っているところです。個別で良ければ個別対応ということで。

議長 事務局、今回の申請に対する許可を出す時点で、条件を付けるということではないんですよ。

松原主査 はい、最初でそういう違反転用があるものを見逃して許可はできないので、次にきちんと転用申請をしていただくことを前提にお願いしました。

議長 後日4条申請をあげてもらおうということ、約束したということでもいいですか。

松原主査 はい。

議長 行政書士とそういう話しをしてあるということで、近いうちに4条申請があがってくるという前提で、今回は審議をしているということになります。

蓑手委員 ①、②につきましては、事務局の方で追跡調査をしていただくということで理解いたします。

議長 他にございませんか。

西委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

西委員 今の、⑦の土地の状況は、砂利が入っている状況で、もう農地ではない状況ですけど、ここに関しての始末書みたいなものは要らないんですか。

久木山委員 それは、都市計画の中ですからいいです。

西委員 都市計画でこういう風になっているという前提ですか。

久木山委員 ただ、地目だけが田んぼになっているということで、5月1日から5月20日まで、都市建設課が地権者に1件1件説明をしておりますので間違いは無いと思います。今後は、多分違反はなくなると思います。

議長 定かではないんですけど、都市計画の申請者が、ここは畑として使うので、畑の状態で土を入れてくださいと相談をすれば、ちゃんとした農地として整備するそうです。それを何も依頼しなければ、通常は家を建てるような前提で整備するというのが、一般的なやり方だそうです。

久木山委員 何箇所か、梅とか果樹を植えてある所が、今議長がおっしゃったように最初から土にしてくださいという方は、果樹を植えてあります。それ以外の方は、こういう状態です。

西委員 何も言わない場合は、こういう状態ですか。

久木山委員 はい、そうです。違反ではないんです。

西委員 奥は、車が置いてあるから違反ですか。

久木山委員 そうです。同じ地主さんなんですよ。

議長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 他にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1、No.2につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、いずれも申請のとおり許可することと決定いたしました。

次に進みます。日程第6議案第30号農地の形質変更届出についてを

議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第6議案第 30 号 15 ページの農地の形質変更届出1件についてありますが、今回水路に土が流入しないよう 20 cmの盛り土で畑にし、イチジクとブルーベリーを植える計画の申請でしたが、20 cmの盛り土では難しいという判断をされ、5月 23 日議案第 30 号の取下げ願いが提出されましたので、ご報告いたします。

議長

ただ今事務局の方から、取下げ願いが提出されたとのことですので、それを受理したということによろしいですか。

松原主査

はい。

議長

農業委員会でも取下げ願いを受理したということで、今回は議案としては審議しませんので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは次に進みます。日程第7議案第 31 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員はすみませんがご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

17 ページ、18 ページをお願いします。日程第7議案第 31 号 6 月 1 日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で 16 件 41 筆 23,287 m²です。全て新規の契約です。1 番は先月の総会で合意解約についてご審議いただいております。2 番から 16 番は先程 2 ページの、日程第2報告議案第 11 号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。先程も申し上げましたが、16 番の田のうち 18 ページに掲載していない分は、来月以降の総会にてご審議いただく予定です。所有する農地のある借人は、全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお

願います。

議長

ただ今事務局の説明がありました。地権者の方とは特に契約の変更はせずに、耕作者が変更になるということで、農地バンクと借人の方の間の契約変更ということになります。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第7議案第31号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出分)については、17、18ページに掲載してあるとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第31号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出分)16件につきましては、報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____
• _____